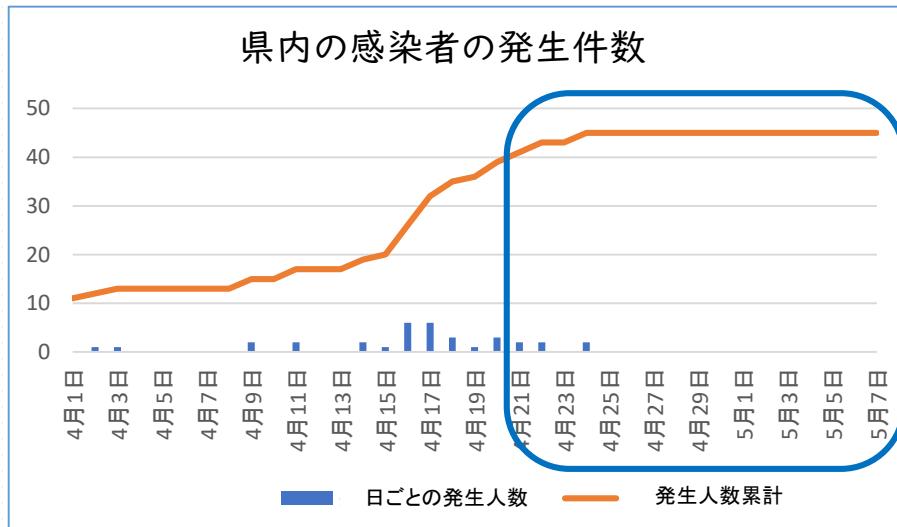


三重県緊急事態措置解除の基本的考え方

三重県内の感染状況に加え、国、近隣府県の状況を
総合的に判断し、解除を検討

○県内の感染状況

4月下旬から5月上旬のように新規感染者の発生が落ち着いた状況が続き、かつ、下記モニタリング指標の範囲内で収まっていること



緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標
PCR検査件数、PCR検査陽性率、新規感染事例数、
新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数などの
指標を日常的にモニタリング

措置強化判断の主な指標とその目安	新規感染事例数(直近5日間)	新規感染者数(直近5日間)	入院患者数
	3	10	20

○国の動向

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の見直し状況
- ・「**基本的対処方針**」における移動自粛、休業要請の考え方等

○近隣府県の状況

- ・新規感染者発生状況、移動自粛要請の状況、休業要請の状況等

三重県緊急事態措置解除の基本的考え方

緊急事態 宣言 対象区域	愛知県	岐阜県	三重県	対応				判断の基準
				移動の自粛	イベント	県外からの 訪問客受入 【事業者への 依頼】	休業要請 【事業者への依頼】	
1 全都道府県 【現行】	警戒区域	警戒区域	対象区域	県外への移動自粛 県外からの移動自粛の協力依頼	開催可 (少人数かつ他都道府県からの参加がないこと)	受け入れの ご遠慮、延期 対策の協力 依頼	一部の遊興施設、 運動・遊技施設、 学習塾、商業施設	県内の感染状況 国緊急事態宣言 国基本的対処方針 近隣府県の状況
2 一部 都道府県	いずれかの 県で、警戒 区域又は対 象区域が残 されている 場合	(対象外)		緊急事態宣言対象区域 への移動自粛の協力要請 緊急事態宣言対象区域 からの移動自粛の協力依頼	開催可 (規模・人数は、基本的対処方針に基づき判断。緊急事態宣言対象区域からの参加がないよう協力依頼)	なし	なし ※感染防止対策のガイドライン作成等、自主的・積極的な対策の徹底が前提	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況
3 一部 都道府県	(対象外)	(対象外)	(対象外)	緊急事態宣言対象区域 (東京都、大阪府等を想定) への移動自粛の協力要請 緊急事態宣言対象区域 (東京都、大阪府等を想定) からの移動自粛の協力依頼	開催可 (規模・人数は、基本的対処方針に基づき判断。緊急事態宣言対象区域(東京都、大阪府等を想定)からの参加がないよう協力依頼)	なし	なし ※感染防止対策のガイドライン作成等、自主的・積極的な対策の徹底が前提	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況

※「警戒区域」、「対象区域」は国の緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」及び「特定都道府県」を「(対象外)」は緊急事態宣言の対象から外れた場合を示す。

※上記対応において、「新しい生活様式」の実践、業種や施設の種別に応じたガイドラインの作成等、自主的・積極的な感染防止対策を徹底することが前提

県立学校の再開に向けた基本的考え方

	緊急事態宣言対象区域	愛知県	岐阜県	三重県	対応		判断の基準
					休業期間中の登校日	学校の再開	
1	全都道府県【現行】	警戒区域	警戒区域	対象区域	5月20日(水)に判断	5月25日(月)に判断	県内の感染状況 国緊急事態宣言 国基本的対処方針 近隣府県の状況
2	一部都道府県	いずれかの県が、警戒区域又は対象区域とされている場合	(対象外)	（対象外）	いずれかの県が、警戒区域とされている場合 5月18日(月)からオンライン授業を継続し、登校日を設定(分散登校) いずれかの県が、対象区域とされている場合	6月1日(月)に臨時休業解除(但し、1日～5日の1週間は分散登校) — 5月18日(月)に臨時休業解除(但し、18日～29日までは各学校で段階的に分散登校を拡大し、あわせてオンライン授業を実施)	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況
3	一部都道府県	(対象外)	(対象外)	(対象外)	—	5月18日(月)に臨時休業解除(但し、18日～29日までは各学校で段階的に分散登校を拡大し、あわせてオンライン授業を実施)	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況

※「警戒区域」、「対象区域」は国の緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」及び「特定都道府県」を「(対象外)」は緊急事態宣言の対象から外れた場合を示す。
 ※上記対応において、在校時及び登下校時における感染防止対策を徹底することが前提。